

返戻金制度について

当社は、当社の紹介した求職者が就職後6か月以内に自己の責めに帰すべき事由により退職した場合、次の通り人材紹介料を返戻する制度を設けています

ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取決めを行う場合がございます。

①入社後1か月以内に退職	人材紹介料の80%
②入社後1か月超3か月以内に退職	人材紹介料の50%
③入社後3か月超6か月以内に退職	人材紹介料の30%

以上